

## 介護保険制度改正シリーズ

### ◆介護保険サービスの利用方法について

サービスの種類には在宅サービスと施設サービスがあります。施設サービスは要介護1～5の方が利用できます。(要支援1・2の方は利用できません)

また、要介護1～5の方が利用できる在宅サービスと、要支援1・2の方が利用できる在宅サービスは異なります。

#### 問合せ 介護福祉課介護保険係

#### ■在宅サービスについて(要介護1～5)

認定結果をもとに居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)を作成しても、それにもとづいたサービスが利用できます。

ケアプランの作成には利用者負担はありません。

介護サービスに関しても平成18年4月から見直しされています。

※ 居宅介護支援事業者とは、都道府県の指定を受け、介護支援専門員がいる事業所です。

#### ■在宅サービスについて(要支援1, 2)

介護保険の介護予防サービスを利用することができます。このサービスは、地域包括支援センターで介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成し、それにもとづいて利用します。介護予防サービス計画の作成には利用者負担はありません。

※地域包括支援センターとは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う機関で、平成18年4月より市役所内に新たに設置しています。

#### ■施設サービスについて(要介護1～5)

施設サービスの利用を希望する場合には、介護保険施設へ直接申し込み、契約をします。

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1割②食費③居住費④日常生活費が利用者の負担となります。なお、低所得の方には負担限度額が設けられており、申請により一定額以上は保険給付されます。施設サービスに関しては、平成17年10月から費用の見直しがされています。※在宅サービスのうち、短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も利用者の負担となります。

**お願いします**

児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度の受給者の方に現況届の用紙をお送りしました。期限まで提出をしてください。

**受付期間** 6月1日(木)～30日(金)

確認の上、必要事項を記入して、必要書類とともに子育て支援課へ郵送してください。

児童手当の対象年齢拡大

で受給者数が大幅に増加して、窓口の混雑が予想されることと、庁舎工事に伴いことから、できる限り郵送での提出にご協力をお願いします。※お手元に現況届が届いていない方はご連絡ください。

6月下旬にご案内の通知を6月下旬にご案内の通知を

ら就学前の児童の保護者には所得制限の緩和(児童手当と同額の所得制限)を予定しています。※現在受給されていない保護者の方へ

6月下旬にご案内の通知を6月下旬にご案内の通知を

郵送します。

ら就学前の児童の保護者には所得制限の緩和(児童手当と同額の所得制限)を予定しています。※現在受給

されていない保護者の方へ

6月下旬にご案内の通知を6月下旬にご案内の通知を

ら就学前の児童の保護者には所得制限の緩和(児童手当と同額の所得制限)を予定しています。※現在受給

されていない保護者の方へ

6月下旬